

政令第 号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第一項及び第三十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項及び別表第七の二の項中「五十億円」を「二十五億円」に改める。

附 則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。